

## 仕 様 書

- 1 工事名称 盛岡地方気象台冷温水ポンプグランドパッキン交換修繕
- 2 工事場所 岩手県盛岡市山王町7-60 盛岡地方気象台
- 3 工事期限 令和8年12月18日（金）
- 4 工事概要 冷温水ポンプのグランドパッキン部分から水漏れが発生しているため、交換すること。
- 5 一般事項 (1) 本仕様記載以外のことは国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）による。  
(2) 本工事は関係する法令等に基づき実施すること。
- 6 特記事項 (1) 冷温水ポンプ（川本製作所社製タービンポンプ T-805×3S-M7.5）1台のグランドパッキンを交換すること。  
交換部品の規格及び数量は以下のとおりとする。
  - ・グランドパッキン 6502L-40 4本
  - ・グランドパッキン 6502L-30 3本(2) グランドパッキンの締め付けは、ポンプ運転中に、グランドパッキン押さえを左右均等かつ平行に締め付け調整すること。  
調整後は20分以上試運転を実施し、漏水、振動、異音等の異常がないことを確認すること。
- 7 提出書類 別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF 等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。
- 8 監 督 発注者が任命する監督職員が、その契約履行中に本仕様書等関連書類に基づき監督を行う。
- 9 検 査 発注者は、契約に基づく給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。受注者は完成検査に立合い、指摘箇所について速やかに手直しを行い、履行期限内に再度検査を受けること。
- 10 その他 (1) 本工事に伴う発生材は全て場外搬出のうえ、適法に処分すること。  
(2) 施工中の安全管理は関係法令等に十分留意し実施すること。  
(3) 本工事に関する資材や工具等は、監督職員の指示する場所へ保管すること。  
(4) 本工事対象外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すること。

- (5) 本仕様に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (6) 作業時間は原則として平日の9：00～17：00とすること。
- (7) 本工事に必要な官公署等に対する諸手続きは遅延なく行い、費用は受注者の負担とすること。
- (8) 受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年6月19日法律第54号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。
- (9) 高所作業が生じる場合は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。